

別表 3

1. 判定料金

法第11条第1項及び法12条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能適合性判定に係る判定料金は、非住宅の場合は【1】、住宅の場合は【2】による。複合建築物の場合は、【1】と【2】を加算する。

【1】 非住宅の判定料金

① モデル建物法 (小規模版も含む)

単位: 円 (税込)

評価対象延べ床面積	用 途 分 類		
	A 類	B 類	C 類
100㎡未満	106,700	62,700	52,800
100㎡以上～300㎡未満	126,500	84,700	63,800
300㎡以上～500㎡未満	140,800	94,600	69,300
500㎡以上～1,000㎡未満	173,800	106,700	83,600
1,000㎡以上～2,000㎡未満	214,500	115,500	94,600
2,000㎡以上～3,000㎡未満	238,700	143,000	118,800
3,000㎡以上～4,000㎡未満	275,000	178,200	143,000
4,000㎡以上～5,000㎡未満	313,300	214,500	163,300
5,000㎡以上～10,000㎡未満	361,900	266,200	203,500
10,000㎡以上～20,000㎡未満	420,200	311,300	239,800
20,000㎡以上～50,000㎡未満	479,600	385,000	288,200

上記料金に【取扱い注意】の4の係数を乗じる。

② 標準入力法 (主要室入力法を含む)

単位: 円 (税込)

評価対象延べ床面積	用 途 分 類		
	A 類	B 類	C 類
～100㎡未満	176,000	132,000	104,500
100㎡以上～300㎡未満	216,700	159,500	128,700
300㎡以上～500㎡未満	237,600	178,200	143,000
500㎡以上～1,000㎡未満	297,000	203,500	167,200
1,000㎡以上～2,000㎡未満	306,800	239,800	192,500
2,000㎡以上～3,000㎡未満	420,200	288,200	238,700
3,000㎡以上～4,000㎡未満	479,600	335,500	275,000
4,000㎡以上～5,000㎡未満	540,100	396,000	311,300
5,000㎡以上～10,000㎡未満	627,000	479,600	359,700
10,000㎡以上～20,000㎡未満	723,800	579,700	422,400
20,000㎡以上～50,000㎡未満	843,700	694,100	481,800

【【1】 取扱い注意】

- 床面積: 原則建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- 計算方法: 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分に使用する計算方法による。
- 用途分類: A類、B類、C類の用途分類の適用は、別紙による。
増改築の場合は、増改築部分の用途による。
一つの棟に複数の用途分類がある場合は、一部でもA類があるときはA類とし、B類及びC類の複合の場合はB類を適用する。
- モデル建物法で複数モデルを使用する場合 (判定業務規程第20条第1項第3号):
使用するモデル数に応じ、下記の係数を別表 3 【1】 ①の料金に乘じる。

モデル数	1	2	3	4	5	6以上
係数	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5

- 5 建築基準法における確認又は計画通知を当機関以外で行う場合：
調整費用として別表3において適用される料金の1/10の額を加算する。（予定を含む。）
- 6 標準入力法を使用する場合で外皮性能の審査を追加して行うとき：
別表3②で決定される料金の1/10を加算する。また計画変更及び軽微変更該当証明申請において、外皮性能の審査を追加して行うときは、9又は10において算定された料金に別表3②で決定される料金の1/10の額を加算する。更に、外皮性能の審査を追加して行った物件において、計画変更又は軽微変更該当証明申請を行う場合には、9又は13中の「別表3から算定される料金」を「別表3②から算定される料金の1/10の額を加算した料金」と読み替える。
- 7 建築物の全てが、省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合又はモデル建物法使用の際にその対象となる室が無い場合：
一律38,500円（税込）とする。なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。
- 8 複合建築物の非住宅部分について、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書、又は法第30条に基づく認定書（何れも当機関で技術的審査を行ったものに限る。）の交付を受けており、当該内容から変更がなく非住宅部分に係る審査を省略できる場合：
別表3によらず、10で定める額とする。
- 9 計画変更の料金
変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表3から算定される料金（5が適用される場合は適用後の料金）の7/10の額とする。
ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
① モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
③ 7又は8が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合
- 10 軽微変更該当証明の料金
変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表3から算定される料金（5が適用される場合は適用後の料金）の5/10の額とする。
ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- 11 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,500円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき11,000円（税込）とする。ただし、複合建築物において【2】①又は②の【〔2〕取扱い注意】6適合判定通知書等の再交付が適用される場合については適用しない。
- 12 評価対象が50,000㎡以上の場合、別途見積りとする。

【2】 住宅の判定料金

① 戸建住宅

単位：円（税込）

評価方法	判定料金
外皮及び一次エネを計算する場合	49,500
外皮又は一次エネに仕様基準を適用する場合	35,200

② 共同住宅等（共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分）

単位：円（税込）

基本料金	戸当たり料金	共用部の審査を行う場合	
121,000	3,000	100 戸以下	121,000
		101 戸以上	次式で計算した額 $121,000 + (N - 100) \times 500$

N： 対象となる建築物の住戸数

【【2】 の取扱い注意 】

1 下記の①又は②に該当する場合： 上記によらず下記の判定料金とする。

① 当機関で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は、【2】①又は②で規定する判定料金によらず次の額とする。

計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とするが、審査の結果を利用しない場合は4計画変更又は5軽微変更を適用する。

ア 一戸建ての住宅、複合建築物の住宅部分（一住戸）： 11,000 円（税込）

イ 共同住宅等： 11,000 円（税込）に住戸数から1を減じた数に1,100 円（税込）を乗じた額を加算した額

② 複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付（いずれも当機関で審査を行ったものに限る。）を受けており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、【2】①又は②の判定料金によらず5軽微変更で定める額とする。

ただし、この場合において、共用部の審査を新たに追加して行う場合、【2】②で定める共用部料金を加算する。

また、計画変更や 軽微変更該当証明申請の際も同様とする。

※1 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書

※2 法第30条に基づく認定書

※3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書

※4 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書（省エネ基準に適合しているものに限る。）又は長期使用構造等の確認書

2 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合： 上記【2】②の判定料金によらず、一律38,500 円（税込）とする。

3 調整費用： 建築基準法における確認又は計画通知を当機関以外で行う場合（予定を含む。）は、調整費用として【2】①又は②において適用される判定料金の1/10の額を加算する。

4 計画変更： 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、【2】①又は②から算定される判定料金（3が適用される場合は適用後の判定料金）の5/10の額とする。

なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000 円（税込）を乗じた額とすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

① 計算方法を変更して申請する場合

- ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - ③ 非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
 - ④ 2が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合
- 5 軽微変更該当証明申請： 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、【2】①又は②から算定される判定料金（3が適用される場合は適用後の判定料金）の5/10の額とする。
- なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。
- また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円（税込）を乗じた額とすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。
- 6 適合判定通知書等の再交付： 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,500円（税込）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき11,000円（税込）とする。

【3】 判定料金の減額・増額

① 減額

- ア 第19条第1項（1）から（4）の場合は、判定料金の20%の額を限度に減額することができる。
- イ 第19条第1項（5）から（7）の場合の判定料金は、業務量軽減の程度により判定料金の50%の額を限度に減額することができる。

② 増額

- ア 第20条第1項（1）の場合の判定料金は、業務量が増加する程度により判定料金に1.0を乗じた額を限度に加算する。
- イ 第20条第1項（2）の場合の判定料金は、短縮の程度により判定料金に0.5を乗じた額を限度に加算する。

別紙

A 類	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08400)
	病院等	病院、ホテル、福祉ホーム、児童福祉施設等（入所する者の寝室あり）その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08260, 08240, 08190, 08170, 08210)
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08140, 08150, 08152) 体育館、公会堂、集会所、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08380, 08550, 08370, 08530, 08380, 08230, 08160) 観覧場、競馬場又は競輪場、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08540, 18480, 08590, 08560, 08600, 08390)
B 類	事務所等	事務所、官公署、その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08470, 08300, 08330, 08290, 08280, 08270, 08458, 08460, 08410)
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08440, 08438, 08060, 08650)
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、保育所、児童福祉施設等（入所する者の寝室なし）、診療所（患者の収容施設なし）、理髪店その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08080, 08090, 08082, 08100, 08110, 08120, 08130, 18132, 08180, 08192, 08220, 08070, 08250, 08456)
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08450, 08452, 08570, 05580)
C 類	工場等	工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08340, 08350, 08360, 08420, 08490, 08500, 08510, 08520, 08610, 08620, 08310, 08320) 農業の生産、集荷、処理又は貯蔵するものその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (08630, 08640, 08430)

注：（ ）内の数字は、建築基準法施行細則別記第二号様式の別紙で規定する用途を示す記号（用途区分コード）